

第2節 平成13検査事務年度のトピックス

I 主要行に対する検査の抜本的強化

1. 年1回検査及びフォローアップ検査

(1) 年1回検査及びフォローアップ検査の導入経緯及び目的

13年7月30日に公表した、平成13検査事務年度の検査基本方針及び 検査基本計画において、「緊急経済対策」等に示された不良債権の最終処理を確実に進めるための方策として、主要行に対する「年1回検査」及び「フォローアップ検査」の実施を盛り込んだ。

具体的には、これまで2年に1回程度の頻度で実施してきた主要行に対する検査を「年1回検査」に強化するとともに、金融検査マニュアルに基づく直近検査において当局が指摘した事項について、銀行の自己査定作業に的確に反映されているかどうかをチェックするため、自己査定作業時期に「フォローアップ検査」を実施することとした。

フォローアップ検査の結果については、13年11月21日に発表している。

(2) フォローアップ検査の検査結果の概要（資料19-2-1参照）

フォローアップ検査（主要行10行（注））の検査結果の概要は以下のとおりである。

（注）金融検査マニュアルに基づき検査を実施した以下の主要行10行

東京三菱銀行、第一勧業銀行、富士銀行、あさひ銀行、大和銀行、日本興業銀行、三菱信託銀行、中央三井信託銀行、安田信託銀行、日本信託銀行

ア. 前回検査指摘事項の改善状況

自己査定の体制・基準等について、前回検査における指摘事項の改善状況を検討したところ、一部の銀行においては概ね改善されていると認められるが、多くの銀行においては、全体として改善が認められるものの不十分であり、なお改善を要する点が残されていた。

各検証項目（イ. 自己査定の体制・基準、ロ. 償却・引当の体制・基準、ハ. ディスクロージャー基準）ごとの改善状況については、公表資料のとおりである。

イ. 自己査定の正確性の検証（サンプル調査）

前回検査において債務者区分を下位に修正した債権額上位の債務者については、不良資産の把握が正確に行われていないなど債務者の実態把握が不十分である事例、経営改善計画の検証が不十分である事例など、今回の自己査定における債務者区分が不適切なものが一部認められた。

なお、前回の検査で債務者区分を下位に修正した債務者のうち、債権額上位先という観点から抽出したグループでみれば、サンプル調査により今回の自己査定が不適切であると認められたものは、15%程度であった。

2. 特別検査

(1) 特別検査の導入経緯及び目的

主要行に対する検査については、「年1回検査」及び「フォローアップ検査」の実施により抜本的に強化したところであるが、平成13年9月21日に公表した「改革先行プログラム」において、銀行の健全性確保の迅速かつ厳格な対処のために、「特別検査」を導入することとした。

特別検査は、借り手企業の信用力が市場で急速に低下したため、資金繰りが急速に悪化した事例が生じるなど、銀行経営の健全性確保の観点から、当局としてリアルタイムに債務者の経営実態を把握し、債務者区分と市場の評価とのタイムラグを解消すべき状況にあったことから、通常検査を補完するものとして、市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目し、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保することを目的として実施することとしたものである。

具体的には、主要行の自己査定期間中に、株価や外部格付など市場の評価に著しい変化が生じている等の大口債務者について、原則としてメイン行において、外部監査人との連携を図りつつ、対象債務者の14年3月期における債務者区分及び償却・引当について検証を行った。

特別検査については、13年10月29日に着手し、14年4月11日に検査結果通知を行っている。また、その結果については、14年4月12日に発表している。

(2) 検査結果等の概要（資料19-2-2参照）

特別検査の検証債務者数は149先、与信額12.9兆円であり、そのうち4業種（注）は98先、10.5兆円である。また、検証債務者のうち債務者区分が下位に遷移した債務者数は71先、与信額7.5兆円であり、そのうち4業種は47先、6.3兆円である。さらに、下位遷移した債務者のうち破綻懸念先以下とした債務者数は34先、与信額3.7兆円であり、そのうち4業種は26先、3.3兆円である。

この特別検査で検証した債務者に係る14年3月期決算における下期分の不良債権処分損は1.9兆円であり、そのうち4業種は1.7兆円である。

（注）4業種とは、建設業、不動産業、卸小売業、その他金融業を指す。

II ペイオフ解禁への対応

1. 名寄せデータ整備等に関する検査

(1) 名寄せデータ整備等に関する検査の概要

ペイオフ解禁に当たって、万が一保険事故が発生した場合、社会的な混乱を最小限に止めるためには、保険金支払を迅速に行う必要があり、そのため各金融機関は、平時においても、預金に係る名寄せのためのデータやコンピュータ・システムの整備を行わなければならないこととされている。

こうした状況を踏まえ、平成13検査事務年度において、金融庁・財務(支)局は、預金受入金融機関に対する検査を実施する際に、平時における名寄せのためのデータ等の整備状況について検証を行った。

また、名寄せ検査を実施するに当たっては、名寄せ検査に関するチェック項目(13年7月、14年3月に預金保険機構により公表)に基づき、システムデータ整備の進捗状況や機構指定フォーマットとの適合性等についての検証を行った。

なお、13年4月から、金融庁長官は、名寄せのためのデータ等の整備状況等について預金保険機構に検査を行わせることができますこととなり、13検査事務年度から預金保険機構においても検査を行っている。

(2) 検査結果の概要

検査(ペイオフ解禁前までに通知したものに限る)の結果、各金融機関においては、ペイオフ解禁前までの名寄せデータ整備に向けての努力はみられるものの、以下のような不十分な点が認められた。

- ① 経営陣が計画の実現可能性に係る重要な問題に対して的確な指示を行っていない。
- ② システム開発やデータ整備の進捗率が適切に管理・把握されていない。また、経営陣にも報告されていない。
- ③ システム開発やデータ整備の進捗率が計画を下回っている。
- ④ データの登録漏れや誤登録等が認められる。